

## 訓 令

### 埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄17中「第十二条第一項第二十四号」を「第十二条第一項第二十五号」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄中37を38とし、20から36までを21から37までとし、同欄19の次に次のように加える。

20 特勤規則第十条第一項第二号の規定に基づき、作業及び額を認めること。  
別表第四任用審査課長専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9から13を8から12とする。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第四に関する改正規定は、令和六年四月一日から施行する。